

「秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、ご意見書に必要事項をご記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の住所宛に郵便にてお送り下さい。

○意見書の郵送先(下記のいずれか)

〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号 丸紅株式会社 国内電力プロジェクト部 宛
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2丁目3番 18 号 株式会社関電エネルギーソリューションサポート本部(総務部) 宛

○意見書の提出期限 平成28年4月28日(木)〔当日消印有効〕

(※縦覧場所の意見書箱へのご投函期限は、縦覧終了日の平成28年4月14日(木))

意見書 (No.)

平成28年 4月 28日

項目	ご記入欄
お名前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	NPO 法人気候ネットワーク 浅岡美恵
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305
方法書についての環境の保全 の見地からのご意見 〔なるべく項目ごとに整理して 具体的に日本語で記載してく ださい〕	1. 石炭火力発電所の計画全般について 秋田港火力発電所(仮称)建設計画は、既存の火力発電所のリプレース ではなく、新規に建設する計画である。65万kwを2基建設するもので、 高効率(USC)を採用しているものの、天然ガスの約2倍ものCO2を排出 し、将来への気候変動への甚大な環境影響を及ぼすものであることから、 環境の観点から本計画には反対する。
	2. 石炭種について 設備利用率については記されているが、CO2排出源単位や総排出量、 石炭種など、算出の前提となる情報を明示すべきである。発電端効率、 送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。 その他、使用する石炭種を変える場合、あるいはその可能性があるので あれば、主要産炭地毎の評価を実施すべきである。

- 注：1・記載しきれない場合は、この用紙右上のナンバー欄 (No.) にページをふり、再度、お名前及びご住所を記入してお使ください。
- 2・別様式でご提出される場合は、お名前、ご住所及び「秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見である旨を必ずご記入願います。
- 3・本用紙の情報は、「秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価方法書」に係るご意見として収集するものであり、この目的以外には使用いたしません。

3. 二酸化炭素削減の評価手法について

第 6.2.1-8 表に示された「評価の手法」として「二酸化炭素が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。」とあるが、石炭を燃料とすること自体が「実行可能な範囲で回避又は低減」できていない。二酸化炭素の排出が大きい石炭を燃料としない方法にするべきではないか。

4. 「パリ合意」との整合性に関する評価について

昨年 12 月、COP21 において「パリ協定」が合意され、地球平均気温を 2°C を十分下回る水準(1.5°C)ないし、2°C 未満にすることを目指し、今世紀後半には CO2 排出が実質ゼロとすることが決まった。この間示された国の削減目標はエネルギーミックスは、「パリ協定」に合うものではなく、長期目標も示されていないため、今後の見直しが迫られる。

本方法書において「国の『エネルギー基本計画』によると、石炭は『安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源』と、また石炭火力発電は『老朽火力発電所のリプレースや新增設による利用可能な最新技術の導入を促進する』と、国の方針だけを根拠に事業を推進しているが、「パリ協定」を踏まえた観点からも環境リスクのみならず、事業リスクも踏まえるべきである。評価の手法には、「パリ協定」の批准の観点からも計画を評価すべきである。

5. 硫黄酸化物(SO_x)の排出について

第 2.2.6-3 表にある SO_xの排出量について、第 2 章 2.1 対象事業の目的において「現在利用可能な最良の技術(BAT)である超々臨界圧(USC)発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置することで、硫黄酸化物(SO_x)・窒素酸化物(NO_x)・ばいじんの排出を抑制し地域社会への環境負荷低減を図ることとした。」ならびに、第 2.2.6-3 にある「排煙脱硫装置を設置して、硫黄酸化物の濃度及び排出量を低減する。」と記載しているが、SO_xの排出濃度が 41ppm とされている。

しかし、これは、電源開発磯子火力発電所新 1 号機(20ppm)の 2 倍以上、新 2 号機(10ppm)の 4 倍に相当することから、「地域社会への環境負荷低減」、「排出量を低減する」との記述と矛盾するものであり、環境対策が不十分である。現在、実現可能な最も排出量が少なくなる環境対策を行うことを強く求める。

6. 窒素酸化物(NO_x)の排出について

第 2.2.6-3 表にある NO_xの排出量について第 2 章 2.1 対象事業の目的において「現在利用可能な最良の技術(BAT)である超々臨界圧(USC)発電設備の導入により、電源の高効率化・低炭素化に貢献するとともに、適切に環境設備を設置することで、硫黄酸化物(SO_x)・窒素酸化物(NO_x)・ばいじんの排出を抑制し地域社会への環境負荷低減を図ることとした。」ならびに、第 2.2.6-3 にある「排煙脱硝装置を設置して、窒素酸化物の濃度及び排出量を低減する。」と記載しているが、NO_xの排出濃度が 30ppm とされている。

しかし、これは、電源開発磯子火力発電所の新1号機(20ppm)の1.5倍、新2号機(13ppm)の約2.3倍に相当することから、「地域社会への環境負荷低減」、「排出量を低減する」との記述と矛盾するものであり、環境対策が不十分である。現在、実現可能な最も排出量が少なくなる環境対策を行うことを強く求める。

7. 水銀の複合的周辺環境影響について

水俣条約の批准に伴い、石炭火力発電所からの水銀排出が大きな問題となってきている。大気放出については、環境省で規制の方針が検討されている。今後運転を開始する発電所としては、環境保全、汚染防止の観点から、予測レベルと放出削減の方策を明示すべきである。

8. 情報公開について

環境アセスメントにおいて公開される資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにすべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。これについては、環境省が平成24年「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」において、インターネットでの公表について「法定の公表期間後であっても、対象事業に対する国民の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積といった観点から、インターネットを利用した公表を継続することが望まれます。」と記述しているとおり、継続した情報提供の必要性を示している。さらに、同書では「インターネットにより公表されている環境影響評価図書の閲覧及びダウンロードに要する費用は、無料とします。また、法定期間後も継続してインターネット上で公表する図書など、自主的にインターネットで公表する図書の閲覧及びダウンロードに要する費用も、無料とすることが望まれます。」としているとおり、方法書などの環境影響評価図書のダウンロードを無料で行うことも推奨している。

また、インターネットの公表期間を限定し、ダウンロードやコピー、コピー&ペースト機能にも制限をかけているが、地図の引用元である国土地理院が著作権上の問題について「認めるか認めないかは作成者が決めること。承認は必要無い」としており、インターネット上の公開については問題ないはずである。